

平成26年度入札制度等の改正に係る説明会

日 時 平成26年3月19日(水)
午前 9時30分から
場 所 中央公民館 1階ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 改正項目
 - (1) 現場代理人の兼務
 - (2) 最低制限価格制度の導入
 - (3) 低入札価格調査制度の改正
 - (4) 指名停止項目の追加
 - (5) 建設業者の等級格付表の有効期間等の見直し
 - (6) 一般競争入札の拡大
 - (7) 郵便入札の見直し
- 4 閉 会

1 現場代理人の兼務

【改正点】

現場代理人の兼務を次のとおり緩和し、平成26年4月1日以降の発注分から適用します。

現行	改正後
原則、認めない。	次の要件を全て満たす場合、現場代理人の兼務を認める。 (1)工事の規模が、現場に配置する主任技術者が専任とならない工事（1件の請負金額が2,500万円未満（建築一式は5,000万円未満））であること。 (2)市が発注する2件までの工事とし、いずれかの工事現場に常駐できること。 (3)工事発注課が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

※「営業所専任技術者」は所属営業所に常勤していることが原則ですので現場代理人、専任を要する現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

2 最低制限価格制度の導入

【改正点】

最低制限価格制度を平成 26 年 4 月 1 日から導入し、工事毎に算定する最低制限価格を下回る入札は失格とします。

現行	改正後
なし (低入札価格調査制度)	最低制限価格制度 (1)対象工事 予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満 (2)費目の率 ①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×80% ④一般管理費×55% (3)算定式 (①+②+③+④)×消費税 ⇒1,000 円未満は切り捨て (4)範囲 予定価格の 90%~70% (5)公表 最低制限価格は入札結果で公表 ※予定価格は消費税を含む

【参考】

最低制限価格制度 (予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満の工事に適用)

低入札価格調査制度 (予定価格が 5,000 万円以上の工事に適用)

3 低入札価格調査制度の改正

【改正点】

低入札価格調査基準価格の一般管理費の算定率を 30%から 55%に改正します。また、最低制限価格制度の導入に伴い対象工事は、予定価格 5,000 万円以上とし、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

現行		改正後	
(1)対象工事	<u>予定価格が 130 万円を超え</u>	(1)対象工事	<u>予定価格が 5,000 万円以上</u>
(2)費目の率	①直接工事費 95%	(2)費目の率	①直接工事費 95%
	②共通仮設費 90%		②共通仮設費 90%
	③現場管理費 80%		③現場管理費 80%
	<u>④一般管理費 30%</u>		<u>④一般管理費 55%</u>
(3)算定式	(①+②+③+④) × 消費税 ⇒1,000 円未満は切り捨て	(3)算定式	(①+②+③+④) × 消費税 ⇒1,000 円未満は切り捨て
(4)範囲	予定価格の 90%~70%	(4)範囲	予定価格の 90%~70%
※予定価格は消費税を含む		※予定価格は消費税を含む	

【参考】

最低制限価格制度 (予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満の工事に適用)

低入札価格調査制度 (予定価格が 5,000 万円以上の工事に適用)

4 指名停止項目の追加

【改正点】

指名停止に、『暴力団による介入』があった場合の通報義務の罰則を設け、平成26年4月1日から適用します。

現行	改正後
なし	<p>①措置要件 市発注契約の履行にあたり、受注者又は下請負人に対して、暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告及び警察への通報を怠ったと認められるとき。</p> <p>②期間 当該認定をした日から1か月</p>

5 建設業者の等級格付表の有効期間等の見直し

【改正点】

格付表の有効期間等を次のとおり見直し、平成27年4月1日から適用します。

項目	現行	改正後
格付表の有効期間	5月～4月	平成27年度から4月～3月
工事成績の対象期間	4月～3月	1月～12月 ただし、平成27年度は平成26年4月～12月
除雪協力・道路関係ボランティア活動・市消防団協力事業所認定の優遇加算の対象期間	4月～3月	1月～12月 ただし、平成27年度は平成26年4月～12月

6 簡易型一般競争入札の拡大

【改正点】

簡易型一般競争入札の発注基準を次のとおり改正し、平成26年4月1日以降の公告分から適用します。

現行	改正後
原則として設計金額が、 ① 建築一式工事、土木一式工事、ほ舗装工事は1,500万円以上 ② その他の工事は1,000万円以上	原則として設計金額が、 ① 建築一式工事は1,500万円以上 ② 土木一式工事、ほ装工事、とび・土工・コンクリート工事、水道施設工事、管工事は500万円以上 ③ その他の工事は1,000万円以上

【別添 資料1を参照】

7 郵便入札の見直し

【改正点】

郵便入札を次のとおり見直し、平成 26 年 4 月 1 日以降の公告分から適用します。

	現行	改正後
封筒の到着日	十和田郵便局のみ、消印有効を許容している。	日本郵便十和田支店留、必着とし、十和田支店の到着日付印（封筒の中ほどに押される印）を到着日とする。
封筒表面	宛名、 <u>工事名</u> 、工事番号、入札日、入札書在中を記載することとなっている。	<u>工事名を削り</u> 、宛名、工事番号、入札日、入札書在中とする。 （工事名の記載誤りをなくすため、工事名を削りました。記入してもかまいません）

【別添 資料 2～4 を参照】

簡易型一般競争入札の発注基準

資料 1

【改正後】

平成 26 年 4 月 1 日以降の広告分から適用します。

建設業者の等級	建設工事の種類及び設計金額					
	土木一式工事 舗装工事	建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事 水道施設工事	管工事	大工工事 石工事 屋根工事 電気工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 塗装工事 内装仕上工事 造園工事 消防施設工事	左官工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 さく井工事 建具工事 清掃施設工事
A 級	3,000 万円以上	5,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円以上	
B 級	1,500 万円以上 3,000 万円未満	1,500 万円以上 5,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満		
C 級	500 万円以上 1,500 万円未満					

■の部分新たに追加となりました。

十和田市では、建設工事の入札における透明性・公平性の向上を図るため、郵便による入札方式で「簡易型一般競争入札」を実施しています。

対象となる建設工事の設計金額は、建築一式工事は1,500万円以上、土木一式工事、ほ装工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、水道施設工事は500万円以上、その他の工事は1,000万円以上のものです。（対象以外の工事については、従来どおり「指名競争入札」で実施します。）

1 「簡易型一般競争入札」と「指名競争入札の違い」

「指名競争入札」では、業者を市が指名し、個別に通知をして入札に参加していただいております。しかし、「簡易型一般競争入札」では、市が業者を指名・通知しません。代わりに入札情報を「公告」によりお知らせし、業者の方々の参加申請により、入札が行われることとなります。入札参加の資格要件等は、それぞれの工事の公告でお知らせしますので、熟読のうえ参加申請を行ってください。

2 「郵便入札について」

指名競争入札では、入札日に入札書を持参し、入札していただきますが、郵便入札では、公告に定める期日までに到着（必着）するよう入札書等を郵送していただきます。

3 「簡易型一般競争入札・郵便入札」と「指名競争入札」の主な相違点

項目	簡易型一般競争入札・郵便入札	指名競争入札
入札への参加	公告を確認し、資格要件を満たしていれば参加できる。（指名通知なし）	市が指名した業者が参加できる。（指名通知あり）
参加意思の表示	入札参加資格確認申請書を提出。	
設計図書	指定販売店から購入する。	入札（工事）担当課から貸与。
工事費内訳書	入札金額と一致させる。 各項目の足し算が合っていること。	入札金額と一致させる。 各項目の足し算が合っていること。
入札書の提出方法	日本郵便十和田支店留による郵送	市役所へ持参
入札の立会人	参加者のうちから選定し、通知。	
落札者への連絡	電話で連絡。	

4 発注工事の公告から入札結果までの手順

第1日目	発注工事の公告	通常、月曜日の午前中に十和田市ホームページへの掲載、及び、十和田市役所の掲示場及び公告に記載された入札担当課の閲覧場所で公表します。
------	---------	--



設計図書の購入・積算	公告にある指定販売店から購入します。 ※設計図書を購入しないと入札に参加できません。
------------	---



第8日目	入札参加資格確認申請書提出締め切り	FAXにより申請書を提出します。 (公告に記載された入札担当課へ送信)
------	-------------------	--



第9日目	入札参加資格確認結果通知	(1)入札参加資格がないと認めた者に対して、入札参加資格確認通知書のFAX及び郵送により通知します。 (2)資格有りとして認めた者にはFAXで通知します。
------	--------------	--



第10日目	質問書提出期限	FAXにより受付し、FAXで回答します。
-------	---------	----------------------



第16日目	入札書・工事費内訳書郵送到着期限	日本郵便十和田支店留として「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により、封筒に入札書及び工事費内訳書を一緒に入れて郵送します。 (上記以外の送付方法によるものは、無効です。) (また、持参による提出は受付しません。)
-------	------------------	--



第18日目	入札執行 (開札)	通常、木曜日に行います。 入札参加者の中から立会人を2名選定し、立会いのもとで開札します。
-------	--------------	--



落札者への連絡 入札結果の公表	落札者へは、電話連絡します。 入札結果は、十和田市ホームページ等により公表します。
--------------------	--

※このページの「第〇〇日目」の表示は、標準的な日数ですので、必ず公告で期日を確認してください。

5 発注工事の公表

公告日は原則として、月曜日の午前中です。工事ごとに、十和田市役所の掲示場、十和田市ホームページの入札及び契約情報のページ

<http://www.city.towada.lg.jp/bunya/nyuusatsu/>(以下「ホームページ」という。)及び公告に記載された入札担当課の閲覧場所で公表します。

入札参加の条件等が記載されておりますので、熟読のうえ参加申請の手続をしてください。

6 入札参加申請の方法と留意点

十和田市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書（十和田市簡易型一般競争入札要綱（以下「簡易型要綱」という。）様式第1号）及び添付書類（簡易型要綱様式第2・3号）等市長の指定するものを公告により定められた期日までに、FAXにより入札担当課まで送信してください。

持参による申請書等の提出は受付いたしません。

「配置予定技術者調書」には、実際に配置できる技術者を記載してください。同一の技術者を複数の工事に配置予定技術者としたときは、他の工事を落札することで当該配置予定技術者を配置できなくなる（技術者を専任で配置する要件があるなど）場合は、直ちに入札辞退届（郵便要綱様式第3号）により、当該入札の辞退を行なってください。ただし、本市発注工事において同一日に複数の入札がある場合は、当該落札以降の入札は無効としますので、入札辞退届は不要です。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できないため、落札した工事の契約を締結できない場合は、指名停止となります。

7 入札参加資格者の決定

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格がないと認められた者に対して、十和田市簡易型一般競争入札参加資格確認通知書（簡易型要綱様式第4号）をFAX及び郵送により通知します。

なお、入札参加資格がないと認められた方は、不服申立をすることができます。

8 設計図書の購入

設計図書は、有料で販売します。

入札参加を希望される方は、公告で定められた期間内に購入してください。

設計図書を購入しない場合、入札に参加できません。

設計図書の購入先及び販売価格は、各工事の公告においてお知らせいたします。

事前に販売店にFAXで予約のうえ、販売店から直接購入してください。

なお、領収書は後日確認させていただく場合がありますので、必ず受け取り、保管してください。

9 質問・回答

設計図書に対する質問書の受付・回答はFAXにより行います。
送付先は公告によりお知らせします。

10 入札書・工事費内訳書の記載方法

- (1) 入札書（十和田市郵便入札試行要綱（以下「郵便要綱」という。）様式第1号）
入札書に住所・商号等の必要事項を記入のうえ、届出印で押印してください。
入札金額等に誤りがないように記入してください。

- (2) 工事費内訳書（郵便要綱様式第2号）

入札金額の根拠となった工事費等を記入してください。

直接工事費の内訳は、仕様書の内訳書から工種等を記載してください。「〇〇工
一式」などと1行にした場合、無効とすることがあります。なお、工事場所（路線
名等）が複数の場合、工事場所を内訳としてもよいこととしています。詳しくは工
事担当課にお問い合わせください。

また、入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合や計算間違いが
ある場合は、入札は無効となります。入札書に押印したものと同一印鑑を押して
ください。

11 郵送用封筒について（封筒記載例）

封筒のサイズは、「長形3号（120mm×235mm）」とします。

入札書・工事費内訳書を同一の封筒に入れ、入札書・工事費内訳書に押印したも
のと同じ印鑑で封印してください。

- (1) 封筒の表面記載事項

ア 宛名 千034-8799 日本郵便十和田支店留

十和田市〇〇〇〇部 〇〇〇課 行

（公告により指定する入札担当課の宛先です。発注する工事
ごとに異なりますので注意してください。

イ 入札書在中 （朱書き）

ウ 入札日 平成〇年〇月〇日

エ 工事番号 (〇〇) 第〇〇号

工事番号の土木、水道等の記号や番号（数字）は間違えないように注意してくだ
さい。

（工事名は記載してもかまいません）

- (2) 封筒の裏面記載事項

ア 差出人の住所 （法人にあっては所在地）

イ 氏 名 (法人にあっては、商号及び代表者名)

記載事項が無記入の場合、入札は無効となります。

(3) 封筒の封緘・封印

ア 封 緘 封筒はのり付けしてください。テープは不可とします。

イ 封 印 入札書・工事費内訳書と同じ印鑑で上下2か所に、押印してください。封印が無いものは、無効となります。

1 2 郵送方法と留意点

(1) 入札書等は、公告で示した到着期限までに到着(必着)するよう、日本郵便十和田支店留で、郵送してください。到着期限までに到着(日本郵便十和田支店の到着日付印による)しない場合、無効としますので、余裕をもって手続きを行ってください。

郵送方法は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかとし、これ以外の方法は無効とします。郵便局から交付される「差出控え」等は、入札が終了するまで保管してください。

(2) 入札書は、1件の入札につき1枚です。入札書を同一の封筒に2枚以上入れた場合などは、無効となります。

(3) 入札書と併せて工事費内訳書も郵送してください。工事費内訳書が同封されていない場合、入札は無効となります。また、入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合や工事費内訳書に計算間違いがある場合は、入札は無効となります。

1 3 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、事前に電話で入札担当課まで連絡のうえ、入札日の前日までに「入札辞退届」(郵便要綱様式第3号)を持参により提出してください。

1 4 入札回数

入札回数は、1回とします。落札者がいないときは、入札を不調とします。

1 5 開札の立会い

開札は、公告に記載している「入札及び開札日時」に行います。

申請書の受付順に通し番号を付し、参加資格者数に応じて別途設定してある番号に該当した方2名を立会人として選定し、開札に立ち会っていただきます。

(1) 立会人の選定

① 「入札立会依頼書」(郵便要綱様式第4号)により立会いを依頼します。

- ② 依頼された場合は、立会いをお願いします。
- ③ 立会いの際は、送付した「入札立会依頼書」を提示してください。
- ④ 代理人の方が、立ち会う場合は「立会人委任状」が必要です。

(2) 入札日当日、立会人（代理人）の事務等

- ① 郵送された封筒の確認（未開封であること。参加者名簿に記載されていること。）
- ② 開札事務の立会い
- ③ 開札終了後、一般競争入札が適正に行われたことを証するため、簡易型一般競争入札記録への署名・押印

立会人が開札時刻までに到着しない場合は、入札事務に関係のない市の職員が立会いをします。

（立会人選定表）

入札参加資格者数	受付番号
3人 以下	1、 2
4人 以上 8人 以下	2、 4
9人 以上 15人 以下	3、 9
16人 以上	4、 16

1.6 落札決定

予定価格が5,000万円未満の工事は、「最低制限価格」を設定しますので、これを下回る入札は失格となります。

落札決定となるべき同価格の入札をした者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

立会人の中にくじ引きの対象者がいれば、その方にくじを引いていただきます。

くじ引きの対象者がいないときは、入札事務に関係のない市職員に、くじを引かせて決定します。

1.7 落札者への連絡

落札者には、開札終了後、電話で連絡しますので、契約の手続きをしてください。

1.8 入札結果

入札結果は、ホームページ及び公告に記載された入札担当課の閲覧場所で公表します。

19 その他

- (1) 公告内容を熟読したうえで入札書等を郵送してください。
- (2) 入札書等を郵送する前に、記載事項、押印等を確認してください。
- (3) 市では、入札書到着の有無等の問い合わせには応じません。
- (4) 当該入札に使用する様式等については最新のものをホームページからダウンロードしてください。公告前にダウンロードした様式等により作成した書類等に不備があっても当市では責任を負いません。

(封筒記載例)

(長形3号 封筒:表面)

切手	〒034-8799	
	(宛名) 日本郵便十和田支店留	
	(公告に記載された入札書の宛先を記入してください)	
	十和田市〇〇〇〇部〇〇〇課 行	
	入札書在中 (朱書きです)	
入札日 工事番号	平成〇年〇月〇日 (〇〇) 第〇〇号	

(長形3号 封筒:裏面)

印	
差出人	
住所	〇〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇〇
(法人の場合は、商号・代表者氏名)	〇〇〇〇〇
株式会社	〇〇〇〇〇
代表取締役	〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇
	印

※「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの郵送方法で、日本郵便十和田支店に到着期限までに到着(必着)するよう郵送してください。

※封筒は封緘(のり付け)し、入札書・工事費内訳書と同じ印鑑(届出印)で、封筒の上下2か所に封印してください。

簡易型一般競争入札・郵便入札確認表

資料4

十和田市簡易型一般競争入札・郵便入札に係る確認項目です。
入札書等を郵送する前に再度確認してください。

1. 参加資格

項目	確認欄	確認内容
参加資格		入札参加資格「有」の通知が、資格確認担当課からFAXされていますか。
設計図書		指定された期間内に購入し、領収書はありますか。

2. 入札書 及び 工事費内訳書

項目	確認欄	確認内容
様式		所定様式の入札書を使用していますか (市のホームページからダウンロードしてください)
住所・商号等		記載に誤りはないですか。
		届出印を押印していますか。(工事費内訳書と同一印ですか)
入札金額		消費税抜きの金額ですか。(工事費内訳書の工事価格と一致していますか)
工事番号		入札公告に記載された「工事番号」を記載していますか。
工事名		入札公告に記載された「工事名」を記載していますか。
積算担当者氏名		工事費内訳書に「積算担当者氏名」を記載していますか。
工事費内訳書		直接工事費は、仕様書の内訳書から工種等を記載していますか。
		各項目の計算が合っていますか。

3. 封筒

項目	確認欄	確認内容
サイズ		長形3号の封筒を使用していますか。
表面の記載		公告に記載された入札書の宛先を記入していますか。 〒034-8799 日本郵便十和田支店留 十和田市〇〇〇部〇〇〇課 行 「入札書在中」と朱書きされていますか。
		入札公告に記載された「入札日」が書かれていますか。
		入札公告に記載された「工事番号」が書かれていますか。
		「住所」(法人にあつては所在地)が書かれていますか。
裏面の記載		「差出人名」(法人にあつては商号、代表者氏名)が書かれていますか。
		入札書、工事費内訳書を入れましたか。
封緘・封印		のり付けで封緘しましたか。(テープ不可)
		届出印で上下2か所に、封印を押しましたか。

4. 郵送

項目	確認欄	確認内容
郵送方法		到着期限を確認のうえ郵便局の窓口で「一般書留・簡易書留」のいずれかで手続きをしてください。
到着期限		日本郵便十和田支店に到着期限までに届きますか。